

○西宮市市民税及び県民税に係る返還金の支払要綱

(平成21年4月1日)

沿革

令和2年4月1日①

(目的)

第1条 この要綱は、市民税及び県民税（以下「市県民税」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の規定によっては還付することができない過誤納金があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（寄付又は補助）の規定に基づき、当該過誤納金に相当する返還金を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平の確保と行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。 ①

(定義) ①

第2条 この要綱において「返還金」とは、重大かつ明白な課税誤りに起因して生じた次の各号に掲げる額の合計額をいう。 ①

- (1) 納付した税額に係る還付不能金（税相当還付不能金）の額 ①
 - (2) 納付した延滞金額に係る還付不能金（延滞金相当還付不能金）の額 ①
 - (3) 前各号の合計額に係る利息相当額 ①
- (返還対象者)

第3条 市長は、還付不能金が生じたときは、納税者に返還金を支払うものとする。

- 2 納税者に相続があった場合は、市長は、その相続人に対して返還金を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、代表相続人に対して返還金を支払うものとする。この場合において、当該相続人は、相続人届出書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。 ①

(還付不能金の額、期限及び利率) ①

第4条 還付不能金の額の算定は、納税者が所持する納税通知書、領収証書等又は市が保有する課税台帳その他の税務資料により算定可能な年度分について行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、還付不能金の額の算定は、当該還付不能金の額に係る市県民税の法定納期限（第1期の納期の末日。ただし、西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号）第7条の規定に基づき、直ちに納税の告知を行うものについては、当該納税の告知に係る納税通知書に記載された納期限）の翌日から起算して20年を経過した日以後においては、行わない。 ①
- 3 還付不能金の額に係る納付状況について、その納付を確認することができない場合において、市が保有する収入資料によって返還金の支払を受けようとする者の当該市県民税について未収がないことを確認した場合は、当該市県民税が納付されているものとみなす。

4 還付不能金の額に係る利息相当額は、当該還付不能金の額の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該還付不能金の額に年3パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、納付があった日を確定することができないときは、当該市県民税に係る各納期の末日に納付があったものとみなす。 ①

(返還金の確定及び支出の決定並びにその旨の通知) ①

第5条 市長は、第3条及び前条の規定により返還対象者及び返還金を確定し、返還金の支出を決定するものとする。 ①

2 前項の規定により支出を決定したときは、市長は当該返還対象者に対して返還金支払決定通知書(第2号様式)により通知しなければならない。 ①

(返還金の請求) ①

第6条 前条第2項による通知を受け、返還金の支払を受けようとする返還対象者は、返還金支払請求書兼口座振込依頼書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

①

(返還金の支払) ①

第7条 市長は、前条の返還金支払請求書兼口座振込依頼書を受理したときは、口座振込の方法により、速やかに当該返還対象者に返還金を支払うものとする。 ①

(返還金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、直ちに、当該支払った返還金を当該返還金の支払を受けた者から返還させなければならない。

(実施細則の委任) ①

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

付 則

(実施)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の市県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の市県民税について適用し、平成31年度分までの市県民税改正後の要綱の実施日以後に納付があった還付不能金について適用し、同日前に納付があった還付不能金については、なお従前の例(年5パーセントの割合)による。

3 改正後の第4条第4項の規定は、改正後の要綱の実施日以後に納付があった還付不能金について適用し、同日前に納付があった還付不能金については、なお従前の例(年5パーセントの割合)による。

課税番号

(第1号様式) ①

相続人届出書

令和 年 月 日

西宮市長 様

【被相続人(亡くなった方)】

住所

氏名

生年月日 T・S・H・R 年 月 日

死亡年月日 R 年 月 日

上記の被相続人の市県民税について、次のとおり相続人として届け出るとともに、万一、紛争等が生じた場合は、私が責任をもって対処することを誓約します。

【相続人】

住所

氏名

印

被相続人との続柄

TEL ()

※同居住所同世帯以外の方が相続人となる場合は、続柄の確認できる戸籍(写し可)を添付してください。

(第2号様式) ①

西税管発第 号
令和 年 月 日

返還金支払決定通知書

様

西宮市長

市県民税の過誤納金のうち、地方税法の規定により還付することができない金額(利息相当額を含む)について、下記のとおり返還金の支払いを決定しましたので通知いたします。

記

課税番号	
納税義務者氏名	
返還金	円

(内訳)

年度	返還金	内 訳			
		本税 相当額	本税利息 相当額	延滞金 相当額	延滞金利息 相当額
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

返還金支払請求書 兼 口座振込依頼書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住所

氏名

印

電話 () -

令和 年 月 日付(西税管発第 号)で支払決定のありました返還金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

返 還 金	円
-------	---

2 振込先

市県民税に係る返還金について、下記の金融機関の口座へ振込を依頼します。

この振込をもって支払効力を生ずることに同意します。

指 定 口 座	ゆう ち よ 銀 行	通 帳 記 号				通 帳 番 号 (右 詰 め)							
	1				0	の							1
	※ゆうちょ銀行 又は その他の金融機関のどちらか一方のみをご記入ください。												
	そ の 他 の 金 融 機 関	金 融 機 関 名				支 店 名							
	銀行・農協 信用金庫 信用組合				支 店 出張所								
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号									
名 義 人 口 座	フリガナ												
	氏名(名称)												

注1 口座名義人は返還対象者に限られます。

相続があった場合、上部の氏名欄は「〇〇代表相続人△△」のように記載してください。

注2 法人の場合は、氏名欄に社名および代表者氏名を必ず記載し、社印と代表者印の両方を押印してください。

注3 預金種別欄は、該当する方に○を記載してください。

注4 口座振込による受領には手数料がかかりません。